

令和5年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第2号）

1 令和5年9月6日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

日程第 1 報告第 5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

日程第 2 報告第 6号 債権の放棄について

日程第 3 議案第45号 大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第46号 大崎上島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例について

- 日程第 5 議案第 4 7 号 令和 5 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 4 8 号 令和 5 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 4 9 号 令和 5 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 5 0 号 令和 5 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会  
計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 5 1 号 令和 5 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予  
算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 令和 5 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 令和 5 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正  
予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 令和 5 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第  
1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 令和 5 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第  
1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 財産の取得について
- 日程第 1 5 議案第 5 7 号 財産の取得について
- 日程第 1 6 認定第 1 号 令和 4 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第 1 7 認定第 2 号 令和 4 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入  
歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 3 号 令和 4 年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 4 号 令和 4 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会  
計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 5 号 令和 4 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳  
出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和 4 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算認定について

日程第 2 2 認定第 7 号 令和 4 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 認定第 8 号 令和 4 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 4 認定第 9 号 令和 4 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 5 認定第 1 0 号 令和 4 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 6 認定第 1 1 号 令和 4 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 7 認定第 1 2 号 令和 4 年度大崎上島町水道事業会計決算認定について

日程第 2 8 決算特別委員会の設置について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、報告第 5 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第 5 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度の健全化判断比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告書の 1 ページをご覧ください。

令和 4 年度健全化判断比率報告書の総括表でございます。

健全化判断比率には、区分欄のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率の 2 つ

の指標は、一般会計等の実質収支が黒字のため、該当はございません。また、将来負担比率につきましても、将来負担額を充当可能財源額等が上回っているため、該当はございません。実質公債費比率につきましても、比率が10.2%で、前年度の12.7%に比べて数値は改善いたしており、早期健全化基準の25%と比較いたしましてもおおむね良好な数値にあると認識をいたしております。

しかしながら、どの指標も標準財政規模に対する割合で示しており、算出数値としての経常一般財源には町税や普通地方交付税が大きな割合を占めているため、国の経済状況や制度改正等により大きく左右されることとなります。今後も、収入の確保に努めるとともに、経費の削減、業務の効率化を図り、採算性の向上を目指した事業運営を行う必要がございます。将来にわたり、その点について十分留意し、より一層の健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告書の6ページ、令和4年度資金不足比率でございますが、資金不足が生じた公営企業はないため、該当はございません。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第6号債権の放棄についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第6号債権の放棄についてご説明申し上げます。

本報告は、大崎上島町債権管理条例第13条第1項の規定により町の債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

放棄した債権の内容といたしましては、債権の名称は水道料金で、債務者は7名、放棄した債権の金額は105万7,549円、件数は372件です。

放棄した主な理由は、免責許可決定と債務者の死亡、消滅時効の満了によるものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第45号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第45号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、旅館業法等の一部改正に伴い、大崎上島町手数料条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、旅館業法の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査に事業譲渡による地位の承継が追加されたことに伴い、大崎上島町手数料条例の旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査の項中、「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第45号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第46号大崎上島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第46号大崎上島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、盛土規制法が令和5年5月26日から施行され、広島県では許可基準の強化を行う条例を令和5年9月28日から施行されることから本町の土砂埋立行為等が盛土規制法に包括されるため、町土砂条例の廃止を行うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第46号大崎上島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第47号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第47号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,447万8,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、職員の配置替え等に伴う人件費の調整、物価高騰等に対する県施策及び町単独施策の実施に要する経費等について追加計上を行うとともに、その他事業の執行に伴い、予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものです。

第2表地方債補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、地方交付税、国庫及び県支出金、その他の特定財源を計上するとともに繰越金を予算化し、基金繰入金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正では、発行額の確定、事業費等の追加に伴い限度額の調整等を行いましたので、起債の限度額について5事業総額で1,064万5,000円の増額を行って

おります。

9ページをお願いします。

歳入予算ですが、地方特例交付金では交付額の決定に伴い4万2,000円の増額を、地方交付税では交付額の決定に伴い普通交付税3,632万円の減額を計上しております。

次に、国庫支出金ですが、国庫負担金の衛生費国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種費用に対する負担金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金683万1,000円の新たな計上を、国庫補助金の総務費国庫補助金では額の決定に伴いデジタル田園都市国家構想推進交付金7,542万5,000円の減額を、10ページをお願いします。

衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種事務費に対する補助金として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金1,226万2,000円の追加を計上しております。

次に、県支出金ですが、県負担金の広島県移譲事務交付金では額の決定に伴い広島県市町移譲事務交付金42万8,000円の減額を、県補助金ですが、民生費県補助金の社会福祉費県補助金では介護・障害福祉サービス施設等への物価高騰対策の支援に対する補助金として福祉事業者支援事業補助金571万4,000円の新たな計上等を、農林水産業費県補助金の農業費県補助金では燃料高騰対策として、施設園芸品目の省エネ化を図るための機器類の導入支援に対する補助金として施設園芸エネルギー転換促進事業補助金950万円を新たに計上しております。

繰入金の特設会計繰入金ですが、介護保険事業特別会計の令和4年度事業費確定に伴う精算繰戻し分として介護保険事業特別会計繰入金2,634万5,000円の新たな計上を、基金繰入金では、11ページをお願いします。歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金1億5,897万4,000円の減額を計上しております。

次に、繰越金ですが、前年度からの繰越額の確定に伴い、収入額と予算計上済額との差額3億9,142万6,000円を追加計上しております。

次に、町債ですが、総務債では発行可能額の確定に伴い臨時財政対策債765万5,000円の減額を、民生債の社会福祉債では社会福祉施設整備事業510万円の新たな計上を、農林水産業債の農業債では事業費の増額に伴い悪水等ため池排水施設整備事業160万円の追加を、土木債の都市計画債では特別会計予算の補正に伴い公共下水道整備事業繰



出金 670 万円の追加を、教育債の保健体育債では事業費の増額等に伴い社会体育施設整備事業 490 万円の追加を計上しております。

12 ページをお願いします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の一般管理費に県DX推進専門員派遣に伴う負担金として職員相互派遣事業負担金 760 万円の追加等を、企画費ではテレワーク環境構築事業の事業内容見直しに伴いDX推進事業 6,410 万 1,000 円の減額、デマンドバス実証実験運行に要する経費として地域公共交通再生総合事業 389 万 8,000 円の追加、及び合併 20 周年の記念式典等に要する経費として合併 20 周年記念事業 139 万 6,000 円の新たな計上等をしております。

13 ページをお願いします。

基金費では、財政調整基金積立金 1 億 9,600 万円の追加を、教育の島推進費に物価高騰に伴う保護者の経済的負担を軽減するための叡智学園の中学生を対象とした給食費補助に要する経費として教育の島推進事業諸費 112 万 5,000 円の追加を計上しております。

次に、民生費ですが、14 ページをお願いします。

社会福祉費の社会福祉総務費では、介護・障害福祉サービス施設等に対する物価高騰対策に要する支援として社会福祉総務諸費 2,286 万 1,000 円の追加を、国民健康保険事業特別会計繰出金 123 万 3,000 円の追加等を計上し、障害者福祉費では前年度の障害者医療給付費負担金及び障害者自立支援給付費負担金の精算に伴う返還金として自立支援医療（更生医療）給付費等 2 事業で 529 万 5,000 円の追加等を、15 ページをお願いします。

介護保険費では、低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う返還金等として介護保険事業対策諸費 70 万 6,000 円の追加等を、社会福祉施設費では特別養護老人ホーム大崎荘における非常用電源装置設置に要する経費の支援として社会福祉法人「大崎福社会」補助事業 513 万 1,000 円の新たな計上を、後期高齢者医療費では前年度後期高齢者療養給付費の確定に伴う追加請求分として療養給付費負担金 271 万 9,000 円の追加等を、16 ページをお願いします。

児童福祉費の児童福祉総務費では、前年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還金として児童福祉諸費 73 万 3,000 円の追加を、次に衛生費ですが、保健衛生費の予

防費では新型コロナウイルスワクチン追加接種に要する経費の不足分として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2, 719万9, 000円の追加を、温泉管理費ではふれあいの館漏水による調査、修繕に要した経費の流用補填としてふれあいの館管理費130万3, 000円の追加を計上しております。

17ページをお願いします。

次に、農林水産業費ですが、農業費の農業総務費では下組集会所の立木伐採に要する経費として農業総務諸費127万8, 000円の追加等を、農業振興費では施設園芸品目の生産に係る省エネルギー化機器の導入に対する支援として施設園芸エネルギー転換促進事業1, 425万円の新たな計上を、19ページをお願いします。

次に、教育費ですが、教育総務費の事務局費では、物価高騰に伴う保護者の経済的負担を軽減するための町立小・中学校の児童・生徒を対象とした給食費補助に対する経費として事務局運営諸費271万8, 000円の追加等を、20ページをお願いします。

保健体育費の保健体育総務費では、わがまちスポーツ推進事業にボッチャ会場の利便性向上のための改修に要する経費として146万9, 000円の追加を、体育施設費では木江屋内運動場LED照明の故障に伴う更新に要する費用として屋内外運動場等管理費330万円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問をされる方はページ数、款項目節を言って質問してください。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 12ページをお願いします。

2款1項6、総務費、総務管理費、企画費、地域公共交通再生総合事業、デマンドバスについてなんですけれども、一応、実証事業ということで始まると思うんですが、その後、実装が可能というか、実装を見込んでの運行となるのかどうかお答えください。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 森議員の質問にお答えいたします。

補正予算におきまして12月から早期に実証実験を行いたいと考えておりますけれど

も、この実証実験の結果をもちまして次年度以降、実装に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 昨年度の実証事業の際に様々なアンケートなどを通して課題があったかと思うんですけれども、12月からの実証運行の際にどのような点について検討と  
うか、昨年と違う何か新しいことも含めて行われますか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 昨年度は1か月の実証実験でございました。その中で、まずはシステムにつきまして大幅な改善が必要であるということの問題として認識しておりますので、まずシステムの改善。また、利用者につきましては、昨年度は93ポイントをバス停として設定しておりますが、より利便性の向上を図りましてそれ以上のバス停の設定を考えております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 前回、スマホと電話と両方で予約ができたと思うんですけれども、今回も同じような形でスマホと電話で行うのかということと、あと運行時間について既に決まっているようであれば教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） まず、スマホと電話ということですが、継続して両方が使用できるように今回も実証実験で行いたいと考えております。

あとは、時間につきましては、昨年度、朝7時から夜7時までの設定でございましたけれども、これを超えることはまずないと思うんですけれども、この範囲内で運行を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 12ページの3の2の1の6で合併20周年記念事業についてなんですが、せっかく20周年のお祝いをするのはいいことだと思うんですけれども、これについてただお祝いというだけではなくて、今までの20年間の反省、これからに向けて

進めていく事業の、課題等々に向けての事業展開も併せてやっていただけたらと思うのですが、その辺についてはどのように思われてですか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 合併20周年を迎えるわけですがけれども、合併したことにより効果検証につきましては、現状では明確な分析ができていない現状でございます。こちらにつきましては、本年、第3次長期総合計画の策定もでございます。それに当たって、現状分析の視点から合併したことによる効果検証を取りまとめまして、議員の皆様にご覧いただきまして、今年度末をめどにしてお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） よろしく申し上げます。

それと、町長、併せてお伺いしたいんですけれども、せっかくこの20周年に向けて町長が交代されました。今と同じ質問なんですけど、ただ単なるお祝いにするのはもったいないと思うんですけども、今後の課題等々に向けてどのような思いで、どのようなことができたと思われませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

通常、合併記念等々につきましては、節目節目で精査をしてその課題を明らかにして、将来を展望するという意味で皆さんが安心して将来を考えていけるような形が取れたらと思っております。そういう意味で、先ほど企画課長が申しましたように、長期総合計画を検討、同時に進めております。その中で、将来的な視点も含めてどういうふうを考えていくかということ、またどのような20周年事業として内容をしていくかについても精査して、またご相談をさせていただきながら展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 併せてまたよろしくお願ひいたします。

せっかく20周年、節目で、これからもどんどんいい町を目指していきたいと思っておりますので、僕もしっかり協力させていただきたいと思っておりますので、またいろいろお話をさせていただきながらでも、いい式典ができるような形で進めていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 20ページなんですけど、保健体育費の保健体育総務費、わがまちスポーツ推進事業で、ボッチャの何か工事請負ということで整備をするという予定となっているんですが、詳しい内容をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 広島県の補助事業でわがまちスポーツという事業があるんですけども、大崎上島町はゆるスポーツの中でボッチャを推進しようとしております。老若男女に親しんでいただける、そして健常者の方も障害を持たれている方も分け隔てなくできるスポーツなんですけれども、そのスポーツを実施するに当たって、大崎の武道館、これを会場の1番候補にしております。

武道館にはトイレがございません。すぐ裏の大崎小側のスペースに屋外のトイレがあるんですけども、そのトイレっていうのは身障用のトイレではなくて、これを身障用のトイレに改修をかけるということで当初予算に計上しておりました。当初予算の計上時は概略設計ということで予算を計上させていただいていたんですけども、詳細設計をするに当たって、武道館と今のそのトイレとのアクセスといいますか、そういった部分でよりバリアフリー化をする必要があるであろうというふうなことから概略設計でいう予算額から足らず前が出てきましたので、今回その補正をするものです。

以上です。

○5番（尾尻康二君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 15ページをお願いします。

3款1項7目、民生費、社会福祉費、社会福祉施設費、社会福祉法人「大崎福社会」補助事業として大崎荘の非常用電源装置補助事業についてなんですが、こちらの事業内容の説明と、今後、町内のほかの福祉施設について補助が予定としてあるのかどうかなどをお知らせください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 森議員の質問にお答えいたします。

今回の社会福祉施設の整備は、特別養護老人ホーム大崎荘における非常用電源装置設備の補助事業となります。これまで大崎荘ではポータブル電源等で在宅酸素の医療機器や投

光器等を稼働していましたが、入所者の安全確保と、またこの大崎荘は町の指定福祉避難所としても指定させていただいておりますので、そういった観点から大崎荘の判断で、大崎福祉会として独自で非常用電源を整備したものです。今年になりまして県の内示も得ましたので、町のほうとして大崎福祉会の財源分の2分の1を補助するものであります。

先ほどもありましたように、この非常用電源は、町内にほかにあと2か所、特別養護老人ホームがございますが、どちらも今のところは整備をされておられません。今後、福祉避難所として活用していくこともありますので、町としても整備を図っていただけるよう、それぞれの法人のほうへ働きかけを行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

○8番（森 ルイ君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第47号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第48号令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第48号令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ6,003万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,762万円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では県支出金2,555万円、繰越金3,324万2,000円、繰入金123万3,000円、国庫補助金1万円を追加計上し、歳出予算では実績見込み等に伴い、保険給付費2,553万3,000円、基金積立金3,324万2,000円、総務費126万円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第48号令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第49号令和5年度大崎上島町介護保険事業特別

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第49号令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,750万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7億1,033万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金1億3,294万2,000円を予算化し、繰入金544万円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、前年度決算に伴い基金積立金5,278万8,000円、国庫支出金等の精算に伴い償還金5,381万1,000円、一般会計からの繰入金の精算に伴い他会計繰出金2,634万5,000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第49号令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕



○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第50号令和5年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第50号令和5年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,498万9,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金37万7,000円、繰越金67万8,000円を追加計上し、歳出予算では県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき広域連合納付金105万5,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第50号令和5年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第51号令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第51号令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計の総額に歳入歳出それぞれ1,787万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,348万9,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、町債670万円を追加計上するとともに繰越金103万5,000円を予算化し、繰入金1,013万6,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動に伴い公共下水道総務費に346万9,000円、大崎浄化センター高圧ケーブル更新工事として公共下水道施設管理費99万円、大串地区統廃合に係る汚水調整池改築工事費として公共下水道施設建設費1,341万2,000円の追加を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第51号令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第52号令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第52号令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計の総額に歳入歳出それぞれ192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,738万6,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金87万3,000円を予算化し、繰入金104万7,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動に伴い農業集落排水総務費2,000円の減額、大串浄化センター維持管理業務費として農業集落排水施設管理費192万2,000円を追加計上しています。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第52号令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第53号令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第53号令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計の総額から歳入歳出それぞれ30万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,895万5,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金84万7,000円を予算化し、繰入金115万2,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動等に伴い、漁業集落排水総務費30万5,000円の減額を計上しています。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第53号令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第54号令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第54号令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,371万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金26万2,000円を予算化し、繰入金26万4,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員公務災害の負担金率の変更に伴い、職員人件費2,000円を減額しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第54号令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第55号令和5年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第55号令和5年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ277万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,726万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金54万3,000円を予算化し、県支出金195万2,000円の減額と繰入金136万6,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、運航費用で船舶職員人件費445万5,000円の減額を、営業費用でさざなみ中間検査時の用船料等168万円の増額をそれぞれ計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第55号令和5年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第56号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第56号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、小型動力ポンプ付軽積載車購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

当該契約は、8月8日に指名競争入札を執行した結果、株式会社三葉ポンプが落札し、同月14日に契約金額792万円で仮契約を締結しております。

購入の消防車両は、大崎上島町消防団車両整備更新計画により、大崎上島町消防団第3分団第1部に配備することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第56号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第57号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第57号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、町営コミュニティバス購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

当該契約は、8月8日に指名競争入札をした結果、山口自動車が落札し、同月14日に契約金額1,166万円で仮契約を締結しております。

購入の車両は2台で、デマンド型おと姫バスの運行に使用する10人乗りのワゴン送迎タイプの車両でございます。



以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第57号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩をいたします。

10時10分から再開いたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

日程第16、認定第1号令和4年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27、認定第12号令和4年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括上程することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議がないようなので、認定第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 認定第1号から認定第12号、令和4年度大崎上島町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について認定を求めることについて提案説明を申し上げます。

本決算認定は、認定第1号から認定第11号までは令和4年度一般会計外10特別会計の歳入歳出決算について、認定第12号については令和4年度水道事業会計決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

まず、認定第1号から認定第11号までは、いずれの会計も実質収支は黒字となっております。

一般会計につきましては、海底光ケーブル整備に伴う地域情報化推進事業や公債費等の増額が広島中央環境衛生組合負担金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策経費の減額要因を上回ったことにより、歳出決算規模といたしましては総額で前年度と比較して約9,500万円、1.2%の増額決算となっております。

令和4年度は、普通交付税の再算定等により財政調整基金の取崩しは行わなかったものの、今後の財政運営を考えますと、普通交付税の算定基礎となる令和2年度国勢調査人口が前回調査から831人減少し、令和3年度算定から反映されており、財源の不足を繰入金により補わざるを得ない状況となっております。ますます慎重な財政運営を行う必要があると認識いたしております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業等、いずれの特別会計におきましても、事業運営が大変厳しい時期を迎えております。一般会計と同様に慎重な財政運営を行う必要があると考えており、特に下水道事業については基準外の繰入金が多額となっていることから、令和4年度より受益者負担の見直しを行っております。

普通会計ベースの財政指標につきましては、前年度と比較いたしましてもおおむね良好な状況でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、慎重な財政運営を行う必要があることに変わりはないと考えております。今後は、より一層の財政基盤の健全化を図りながら各種施策の積極的かつ着実な執行に努めてまいります。

次に、認定第12号水道事業会計決算でございます。

経営状況といたしましては、総収益4億8,544万9,000円に対し、総費用は4億6,671万5,000円となります。1,873万4,000円の純利益となります。また、有収率につきましては90.9%と、前年度比較で1.2ポイント向上しております。

令和4年度に受益者負担の見直しを実施し、令和5年度からは安定的な経営基盤の確立を図るため、広島県水道広域連合企業団への参加をいたしております。

決算書には、監査委員の意見書、その他主要施策の成果等、政令で定める書類を併せて提出しております。

以上でございます。慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

令和4年度の主要施策の成果に関する説明書が添付されていますが、担当課からの説明を省略することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議がないようなので、省略させていただきます。

引き続き、澤田武義代表監査委員から、令和4年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書及び大崎上島町水道事業会計決算審査意見書について報告を求めます。

澤田代表委員。

○代表監査委員（澤田武義君） それでは、令和4年度決算審査報告をいたします。

まず、令和4年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見について報告いたします。

意見書の第1ページから第2ページに審査の対象、審査の期間、審査の方法について記載しておりますが、記載のとおりでございます。

そして、審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成され、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認めた。また、基金の運用状況に関する調書についても計数は正確であり、運用状況は適切であると認めた。

なお、一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況の概要は、当意見書の3ページから

69ページに記載し、73ページ以下に審査資料を添付しておりますが、詳細は省略させていただき、70ページからの「むすび」に意見を掲載しておりますので、これを簡潔に読み上げ、報告とさせていただきます。

71ページをお開きください。

意見。

令和4年度は、前年に引き続いてコロナ感染が予断を許さない状況にあり、また自然災害が各地で頻発する環境の中での1年でした。こうした中で住民の日常生活を支え、命と暮らしを守っていく行政の使命を、工夫を重ね、地道に果たされてこられた、おのこの分野で従事された皆さんにまずもって心から敬意を表したいと思います。その上で、今後に向けての意見でございます。

収入未済については、債権確保対策委員会において一体的な取組が進められ、昨年度、長く続いた増加に歯止めをかけましたが、今年度は僅かではあります、増加を見ています。現在の収入未済額約1億600万円という規模は、当町の予算規模に対しても、他町と比較しても過大な額であることを再認識し、現年度滞納の防止、繰越分の回収、滞納整理手続において成果のある取組をお願いします。

不用額について、今年度は全会計の合計予算現額126億7,000万円に対して11億5,000万円が不用額として計上され、ここ数年増加を続け、当年度は予算現額の9.1%を占めています。様々な事情があるものの、適正な予算管理をしているとは言い難く、次年度以降、是正が必要です。

補助金について、補助金交付事務の手引により、基本的な取扱いが、担当課はもとより申請者にも浸透されてきたことが把握できました。今後も、事業の目的と成果を検証するとともに交付先団体の財務内容を確認し、見直しを図りながらより適切な執行に努めてください。

次に、条例、施行規則等の適用、運用について、指定管理事業において、条例、施行規則の規定を満たさない運用が見られました。これらの条例、規則は、事業目的をよりの確に安全に実現するための支援措置であることを再確認され、各担当分野の条例、施行規則と運用管理の状況について総点検を行ってください。不足については、是正ないし改善を行ってください。

指定管理、委託事業については、常に事業の目的と成果を検証し、今日的に適合した事業として見直しを進めて、事業の効果、成果を高めてください。

コロナ感染症の位置づけが変更され、社会は急速にウイズコロナ、もしくはコロナ後の時代へと大きく転換し始めています。決算審査を通して実情に触れて、透けて見えてきたことは、コロナ禍で停滞した経済社会活動、加速する過疎・少子化などに見える先送りできない当町の重い課題でありました。こうした時代と環境の中で、行政の指導力、対応力への町民の期待も一段と高まっているように思います。

重要課題に対する事業の具体化には限りはありますが、確かに存在する手持ち財源に命を吹き込み、大胆に活用していくことも必要に思われます。一方で、不測の事態に備えながらも町の存続に関わる課題の打開には、果敢に財源を活用していく柔軟で機敏な行財政運営を期待します。

引き続き、令和4年度大崎上島町水道事業会計決算意見書について報告いたします。

審査の対象、審査の期間、審査の方法については記載のとおりであります。

審査の結果、水道事業会計の決算報告書、財務諸表、その他関係書類は、いずれも地方公営企業法関係法令に定める様式に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認めた。

水道事業会計の概要は次のページから12ページに記載し、審査資料は15ページ以下に添付しておりますが、詳細は省略させていただき、13ページの「むすび」の部分について簡潔に読み上げ、報告とさせていただきます。

事業の状況。

当年度の経営成績については、総収益は前年度に比べ2,783万円増加した4億8,545万円、総費用は481万円増加した4億6,672万円となった。その結果、純利益は1,873万円を生じ、繰越利益剰余金は4,547万円となっている。収益の増加は、主に給水収益の増加によるものである。

給水状況については、昨年度と比べて給水人口は6,866人で115人減少したが、年間有収水量は8万9,000立米増加した121万5,000立米となっている。給水収益は2億7,804万円で、前年度と比べて1,522万円増加となっているが、期中に実施された水道料金無償化事業による交付金約1,800万円がその他営業収益に計上されていることを考慮すると、実質の給水収益は3,300万円の増加となっております。

意見。

改善事業が続けられている有収率は、前年度と比べて1.1ポイント、この2年間で

5. 2%改善されて90.9%と初めて90%を超えている。これにより、営業収益に占める原水費の比率は69.3%と初めて70%を下回り、事業の健全化に寄与している。継続して実施中の漏水調査を進め、まだなお低い水準にある有収率のさらなる改善を期待します。

課題であった水道事業の健全化は、有収率の改善と令和4年度より施行された新料金制度が効果的に作用し、収益力の大幅な改善として実現されている。

水道事業の監査は今年度で最後になりますので、一言申し添えさせていただきます。

令和5年度より水道事業が広島県水道広域企業団へ移行となっておりますが、町民の生活に欠かせない重要なライフラインの一つとして、町として企業団事業のありように強い関心と関係を保ち、その健全な運営の維持に努めてください。

以上、令和4年度決算審査意見について、簡単ではありますが、報告させていただきます。

今年度の監査委員は、議会選任の浜田幸造氏と私、澤田武義でした。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで審査意見書の説明を終わります。

なお、質疑については事前に通告されるよう通知しておりましたが、通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

ただいま上程しております認定第1号から認定第12号までを、決算特別委員会を設置し、これに付託した上、審査をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託いたします。

なお、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、申し添えしておきます。

決算特別委員会の委員の選出については、大崎上島町議会委員会条例第8条第4項の規定により、閑田大祐議員、森若 厳議員、尾尻康二議員、進藤雅通議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました4名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長に進藤雅通議員、副委員長に尾尻康二議員が決定しております。

決算特別委員会の設置が整いましたので、令和4年度歳入歳出決算認定を決算特別委員会に付託したいと思います。9月7日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

決算認定の審査のため、9月7日から11日までの5日間休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、9月7日から9月11日までの5日間を休会することと決定いたしました。

決算特別委員会の皆様にはご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。本日はこれをもって延会とし、次回は9月12日9時から開会いたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

午前10時32分 延会